

# 在宅療養支援診療所

## 診療報酬の未請求

# 4割超

二十四時間態勢で往診するなど在宅患者を支える「在宅療養支援診療所」を届け出た県内の医療機関のうち、同制度に基づき診療報酬を請求していない医療機関が約四割に上ることが、県国民健康保険団体連合会の調査で分かった。

**Q** 在宅療養支援診療所  
二十四時間態勢で往診や訪問看護のサービスを提供する。▽医師や看護師の名前や連絡先を患者と家族に文書で知らせておく▽容体が急変した際の緊急入院先を確保する▽年一回在宅みとり数を報告するーなど厳しい条件がある。しかし診療報酬は手厚くなっており緊急加算が六千五百円(一般診療所三千二百五十円)、夜間加算は一万三千円(同六千五百円)、深夜加算は二万三千円(同一万三千円)。患者がなくなる前二十四時間以内に訪問しみた場合、十万円(同一万二千元)が算定される。

同制度は、高齢者の在宅医療を自宅のみと見做すも含めて支援する中核施設として昨年四月に創設された。住み慣れた自宅で最期を迎えたいと考える人は増加傾向にあるが、二十四時間態勢の往診は医師の負担も重く、制度がまだ十分に機能していないことが裏付けられた形だ。  
調査は制度の活用状況を把握するため、今年六一八月の三カ月の診療報酬明細書(レセプト)を基

## 制度十分機能せず 県国民健康保険調査団体連合会

に実施。調査結果によると、一度も請求しなかった医療機関数は六月が48・8%(二百八十一機関、中百三十七機関)、七月は40・3%(二百八十三機関、中百十四機関)、八月は41・1%(二百八十七機関、中百十八機関)でいずれも40%を超えた。地域別(三カ月平均)で未請求機関の割合が高かったのは諫早市(62・5%)や島原市(61・9%)。一人の患者に対し複数の医師が往診などで連携する長崎ドクターネットが機能している長崎市では34・4%にとどまった。  
同ネット事務局長の白髭豊医師は「せっかく届け出をしながら活用されていないのは残念だ。一人の医師で二十四時間態勢の在宅医療を請け負うのは荷が重い。主治医が緊急の際は代わりに往診するなど、医療連携にも診療報酬を加算すれば活用しやすくなると思う」と指摘する。